

橋本市地域公共交通計画の策定について

橋本市生活交通ネットワーク協議会 事務局

1. 計画期間

現行の「橋本市地域公共交通網形成計画」が令和5年3月末を持って期間満了となるため、令和5年4月から5か年の計画とする。計画期間中に内容の見直しが必要になった場合は、適宜改訂を行う。

2. 新計画の策定方針

「橋本市地域公共交通再編実施計画」に基づき再編した現在の交通網をベースとして、ソフト面における利便性を高めるとともに、市民の公共交通への愛着を醸成する取組に重点を置いた計画としたい。また、将来的なこととして高野口～あやの台間のルート1本化なども含めたい。

地域公共交通計画の記載事項 (法定計画のために必要な事項)	現行計画に 記載している事項
①基本的な方針	◎
②計画の区域	◎
③計画の目標	◎
④事業・実施主体	◎
⑤計画の達成状況の評価	◎
⑥計画期間	◎
⑦その他	—

▶ 項目ごとの見直しによって
新計画に生まれ変わらせる

3. 計画策定ワーキングチームの組織について

ネットワーク協議会幹事を中心とし、委員の中でも特に計画実施に関わりの深い団体よりメンバーを選定し、計画策定ワーキングチームを組織する。

【事務局案】

幹事会メンバーをワーキングチームの中心とし、議題や策定の進捗に応じて関係団体に出席いただく。

4. 策定スケジュール案

時期	内容	備考
令和4年5月	令和4年度橋本市生活交通ネットワーク協議会第1回幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案及びおおまかな方向性の確認 ・計画策定ワーキングチームの組織について確認 	5/27(金)
令和4年6月	令和4年度第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案及びおおまかな方向性の確認 ・計画策定ワーキングチームの組織について議決 	6/1(水)
令和4年7月	第1回計画策定ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回協議会における指摘や意見を受けた案の修正 ・その他新計画へ組み込む内容等について確認 	10名程度
令和4年9月	第2回計画策定ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回ワーキングチーム会議以後の意見を含めた案の確認 	
令和4年10月	令和4年度第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチーム会議を経た案の確認 ・パブリックコメント実施に関する議決 パブリックコメントの募集	
令和4年12月	令和4年度第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告(書面) 	
令和5年1月	第3回計画策定ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の確認 	
令和5年2月	令和4年度第4回橋本市生活交通ネットワーク協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・新計画の承認 運輸支局へ申請	
令和5年3月	「橋本市地域公共交通計画」承認 新計画に関する広報の開始	
令和5年4月	「橋本市地域公共交通計画」施行	

5. 新計画案（現計画をベースにした場合）

1. 計画策定の背景と目的

- 1-1 背景
- 1-2 計画策定の目的
- 1-3 計画書の構成

2. 橋本市の現状・公共交通に求められる機能の整理

- 2-1 橋本市の現状の整理
- 2-2 まちづくりの方向性の整理
- 2-3 公共交通に求められる機能

3. 移動・交通の現状の整理

- 3-1 市民等の移動の状況
- 3-2 各交通モードの状況
- 3-3 地域の意見の把握
- 3-4 公共交通ネットワークの現状と問題点

4. 公共交通ネットワークの課題と取り組みの方向性

- 4-1 課題の整理
- 4-2 公共交通ネットワークの将来像
- 4-3 将来像の実現に向けた考慮事項
- 4-4 課題・考慮事項を踏まえた取り組みの方向性

5. 公共交通網形成に向けた取り組み内容

- 5-1 対象期間
- 5-2 対象区域
- 5-3 計画の目標
- 5-4 取り組みの内容

6. 計画の進め方

- 6-1 公共交通ネットワークの再編に向けた当面の具体的な展開
- 6-2 進捗管理の考え方

① 策定時（平成29年3月）の情報から、最新の情報に更新する。

※県の地域公共交通計画、市の長期総合計画が策定作業に入っているため、関連図やデータ等を共有

② 「地域の意見」は令和3年度に実施した乗降調査及び進行中の地域懇談会にて寄せられた意見を掲載

③ 現在の交通網に差し替え

④ 次ページ以降

6. 計画策定における留意点

これまでは市内コミュニティバス等の運行経費について「生活交通確保維持改善計画」を毎年策定し、認定・補助を受けていたが、令和2年の「活性化再生法」の改正により「地域公共交通計画」に補助系統の地域内での位置づけや事業継続の必要性、実施主体、評価手法などを記載した上で事業詳細を添付して認定・補助を受ける形に変更となった（現在は経過措置として従前の方法で認定）。新計画についてはこれらの内容を確実に盛り込む必要がある。

【地域公共交通計画に必須の内容】※国交省作成のてびき書より

- 基本的な方針…地域がめざすべき将来像、公共交通が果たすべき役割など
- 計画の区域…橋本市内全域
- 計画の目標…可能な限り定量的に
- 事業・実施主体…具体的な事業内容とその実施主体
- 達成状況の評価…分析や評価の方法を記載
- 計画期間…原則5年程度

7. 本市の課題、理想とするすがた

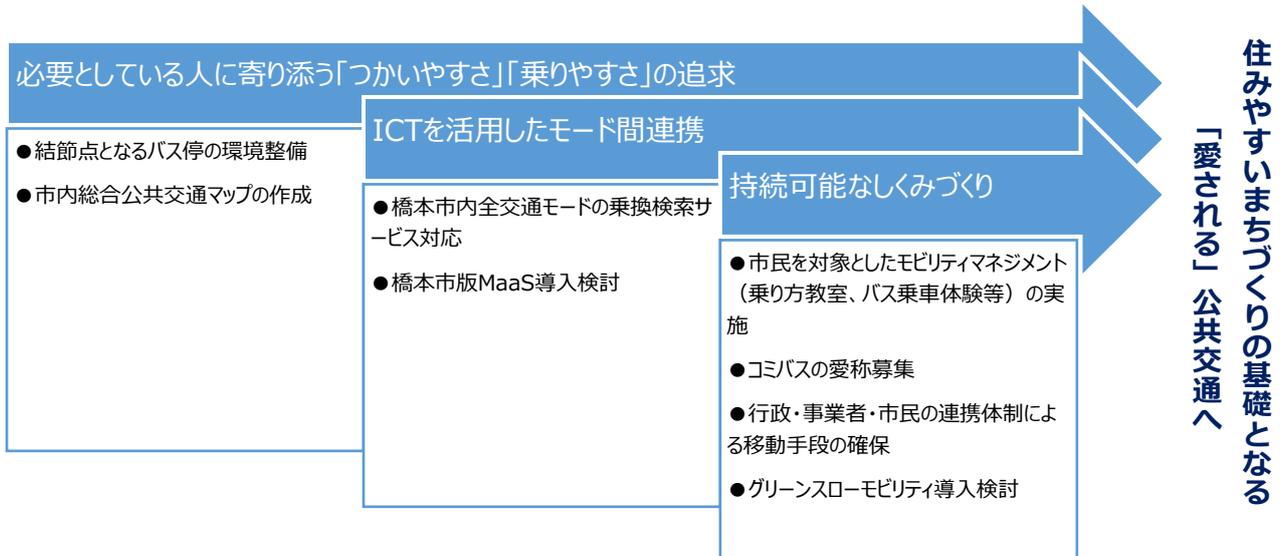
● 本市の課題

- 市民が公共交通を利用しない（本数が少なく不便だから・目的地や自宅近くに停留所がないから・自家用車があるから・乗り方がわからない…etc.）※R3市民アンケートより
- 公共交通政策に関する市民満足度が低い
- 高齢者の外出支援についての要望が多い
- 人口減少・利用者減少の中でも公共交通を確保・維持していかななくてはならない

● 理想とするすがた

- 必要としている人が容易に市内公共交通を利用できる
- 市他部局や市民団体の連携による細やかな外出支援
- 公共交通に関する行政、事業者、市民団体の協力関係の維持
- **市内公共交通の継続的な確保・維持**
⇒市民が愛着をもてる・満足度が高い・住みやすいまちづくりの基礎となる公共交通へ

8. 取り組み案の検討



● 関連計画や市の移動支援について

橋本市における計画（令和4年度内）のうち公共交通と関連づけられるもの

	計画名	担当課	備考
1	長期総合計画	政策企画課	市の中心計画
2	産業振興促進計画	政策企画課	
3	中期財政計画	財政課	
4	地域福祉計画	福祉課	
5	障がい福祉計画		
6	障がい児福祉計画		
7	健康増進計画	いきいき健康課	
8	都市計画マスタープラン	まちづくり課	都市マスは現在策定作業中
9	緑の基本計画		
10	シティプロモーション計画	シティセールス推進課	
11	環境基本計画	生活環境課	

市が実施する移動支援

事業名	内容	担当課
福祉タクシー事業	障がい者手帳の交付を受けた 18 歳以上に対し福祉タクシー利用券 25 回／年度を配布	福祉課
福祉有償運送運営協議会の設置	NPO 法人などによって実施される福祉有償運送について、適正な運営の確保のための協議会を設置	いきいき健康課
遠距離通学児童生徒援助事業	特定の地域に在住し、通学距離が片道 3 k m以上ある生徒を対象に、通学タクシーを運行	教育総務課
隅田小学校児童通学定期券交付	隅田小学校の児童を対象に、通学に路線バスを利用する際、定期券購入費の全額を負担	教育総務課
橋本中央中学校スクールバス運行		教育総務課

今後の動向を注視するもの

- ◆ 関西 7 社の Maas…JR 西日本ほか関西の主要鉄道が構成する「関西 Maas 推進連絡協議会」にて検討されている。2022 年度中にアプリの提供を開始することが 2021 年 12 月の会議で決定しており、万博が開催される 2025 年までにはアプリ内に周辺の観光地や飲食店への経路検索が出来る機能などを追加予定。